

学用品費や学校給食費等の 援助制度について

▼問合せ 教育委員会事務局
☎62-0823

町では、経済的な理由によって就学困難な児童生徒（令和4年度小学校入学児童を含む）の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの援助を行っております。

援助を受けられる方

- ・現在生活保護を受けている方（修学旅行費、医療費のみ）申請不要
- ・生活保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある方
- ・その他必要と認められる方（保護者の職業が不安定で生活状態が就学に影響を及ぼしていると認められる家庭など）世帯構成・年収・家族の方の健康状態などにより、総合的に審査し決定します。

援助内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、新入学用品費、修学旅行費など（学年により援助額は異なります。）

申込み

学校または教育委員会事務局にある申請書で3月18日（金）までに封筒に入れ、学校または教育委員会事務局に提出してください。申請には印鑑が必

重度心身障害者福祉タクシー 利用券を交付します

▼問合せ 福祉課
☎62-0716

重度の障害のある方に令和4年度タクシー利用券（48枚綴）を交付します。ご希望の方は申請してください。

また、タクシーには障害者割引制度があります。身体障害者手帳または療育手帳を乗務員に提示すると、料金が1割引になります。タクシー券との併用も可能です。

令和3年度の利用券（橙色）の有効期限は3月31日（木）です。利用していない券はご返却ください。

対象

- ・町内に住所があり、次の手帳等をお持ちの方
- ・身体障害者手帳1〜3級
- ・療育手帳（A）〜B
- ・持手帳 手帳、印鑑
- ・受付 4月1日（金）
- ※土日・祝日を除く

障害者等タクシー利用券を 交付します

▼問合せ 福祉課
☎62-0716

軽度の障害がある方に令和4年度障害者等タクシー利用券（1枚500円

要です。現在援助を受けている方も申請が必要です。お子さんが小学校と中学校に在籍する場合は、別々の申請書で提出してください。

※令和3年中の所得額がわかるよう給与所得者で年末調整をしている方以外は、町民税申告または確定申告を済ませてから申請してください。

高齢者外出支援タクシー助成券 を交付します

▼問合せ 長生きがい課
☎62-0718

高齢者の日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成しています。ご希望の方は郵送で申請してください。

対象

- ・町内に住所があり、運転免許証を所有しない（運転免許証の失効者を含む）67歳以上の方。
- ※軽度及び重度の障害がある方は障害者等及び重度心身障害者福祉タクシー助成券と高齢者外出支援タクシー助成券のどちらかを選べます。

助成内容

1枚につき500円の助成券を1か月当たり2枚〜4枚、年度末までの分を一括交付します。

・令和4年度に75歳以上の方は4枚／月

48枚綴）を交付します。ご希望の方は申請してください。

また、タクシーには障害者割引制度があります。身体障害者手帳または療育手帳を乗務員に提示すると、料金が1割引になります。タクシー券との併用も可能です。

令和3年度の利用券（緑色）の有効期限は3月31日（木）です。利用していない券はご返却ください。

対象

- ・町内に住所があり、次の手帳等をお持ちの方
- ・身体障害者手帳4級〜6級
- ・療育手帳C
- ・精神保健福祉手帳1級から3級
- ・指定難病による医療受給者証（小児慢性特定疾患医療受給証含む）
- ・持手帳 手帳、印鑑
- ・手帳または難病による医療受給証利用できるタクシー会社
- ・イグチ交通株式会社
- ・有限会社小川観光タクシー
- ・観光タクシー有限会社
- ・森林公園交通株式会社
- ・有限会社東松山交通
- ・エール介護タクシー
- ・介護タクシー青い鳥
- ・アストケアタクシー
- ・受付 4月1日（金）
- ※土日・祝日を除く

・令和4年度に70歳〜74歳の方は3枚／月
・令和4年度に67歳〜69歳の方は2枚／月
（例）4月申請71歳の場合、12ヵ月×3枚＝36枚。申請月が遅くなると、交付枚数も少なくなります。）

・助成券は年1回申請できます。有効期限は、令和5年3月31日です。

利用できるタクシー会社

- ・イグチ交通株式会社
- ・観光タクシー有限会社
- ・有限会社小川観光タクシー
- ・森林公園交通株式会社
- ・有限会社東松山交通
- ・福祉限定介護タクシー
- ・エール介護タクシー
- ☎080-8889-1927
- ・介護タクシー青い鳥
- ☎080-3348-8341
- ・アストケアタクシー
- ☎080-4717-8613

※詳細は直接事業者へ

申請手続 申請は、密を回避するため原則郵送とします。

広報2月号差込みの申請書にて申請をお願いします。

※ふれあい交流センターでは受付できません

お困りの方は長生きがい課までご連絡ください。

詳細は町ホームページをご覧ください。

水道給水契約について

▼問合せ 上下水道課
☎62-0728

水道を使用開始する際は水道供給契約の条件等を定めた定型約款（嵐山町給水条例・嵐山町給水規程）をよくご確認ください。

内容は町ホームページ「嵐山町例規集」―「第13編公営企業」―「第4章給水」よりご覧になれます。

上下水道の修理等は 嵐山町指定工事業者へ

▼問合せ 上下水道課
☎62-0728

上下水道の修理等は、嵐山町の指定を受けた指定給水装置工事業者、排水設備指定工事店で行うことができます。

最近、嵐山町の指定を受けていない業者による広告等を見かけます。十分ご注意ください。嵐山町の指定業者の一覧表は、町ホームページでご覧いただけます。上下水道の修理は、町の指定業者へお申込みください。

なお、修理等の際は、見積りをとるなど事前にご確認ください。

高齢者運転免許証自主返納を 支援します

▼問合せ 長生きがい課
☎62-0718

運転に不安を感じた高齢者の自主的な運転免許証の返納を促し、高齢者運転者による交通事故の防止を図るため、高齢者の運転免許証自主返納支援をします。

対象

- ・町内に住所がある70歳以上（返納時）の方

・運転免許証を自主返納してから6か月を経過していない方

支援内容

- ・タクシー助成券（1枚500円）15枚（1年間有効）
- ・1回の乗車で複数枚の利用可。
- ・運転経歴証明書の交付手数料の一部（1,000円）の助成



ほっとする整体院

背中を優しく揺らして症状を根本から改善



医学会も認めた確かな
技術で免疫力に火をつける

自律神経の乱れ

無痛整体

頭痛・ストレス

ゆがみ取り

寝つきが悪い

初回特別価格

肩こり・腰痛

6,000円 → 3,000円

痛みに負けない
身体づくり



ネット予約

比企郡嵐山町菅谷152-3 ☎0493-81-4881

営業時間 AM9:00~12:00 PM2:00~8:00

定休日 水曜・祝日、日曜午後 ★予約優先★

資格・柔道整復師・日本DRT協会認定院